

毎週火、金曜日発行（但休日に当  
昭和四年四月十五日第三種郵便物可  
きは翌日）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 水稻健苗育成施設普及促進費補助金交付規則  
結核隔離療養室貸与規則  
狂犬病予防法施行細則の一部改正
- ◇告示 畜産技術振興事業補助要綱  
保険医の指定
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際の収  
支に関する報告書要旨  
選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 規則

水稻健苗育成施設普及促進費補助金交付規則をここに公  
布する。

昭和三十一年三月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県規則第十一号

水稻健苗育成施設普及促進費補助金交付規則

第一条 水稻健苗育成施設の普及促進をはかるため、こ  
の規則により市町村に補助金を交付する。

第二条 補助金は、水稻保温折衷苗代設置に要する被覆  
資材（温床紙等）の購入費に対し、次の基準により一  
坪当り十八円を予算の範囲内で交付する。

一 寒高冷地区として指定した市町村又は地区内にお  
いて実施したものであること。

二 新規購入の資材であること。

三 水稻保温折衷苗代設置費補助金を過去三年間連続  
して交付をうけている農家は、原則として補助の対  
象外とする。

四 資材購入の裏付となる証拠書類が確認できるもの  
であること。

第三条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助

金交付申請書（別記第一号様式）に事業計画書（別記第二号様式）及び收支予算書（別記第三号様式）を添え、それぞれ正副三部を知事に提出しなければならぬ。

第四条 市町村は、前条の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ知事に届け出て、その承認又は指示をうけなければならぬ。

第五条 補助金の交付をうけた市町村は、事業成績書（別記第二号様式）及び收支決算書（別記第三号様式）を翌年度五月三十一日までに知事に提出しなければならぬ。

第六条 知事は、必要とみとめたときは、補助金の交付を受けた市町村に対し、指導上必要な指示を行い又は報告を求めることができる。

第七条 知事は、補助金の交付を受けた市町村が次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

一 この規則又は補助金の交付に關し附した条件に違反したとき。

二 事業の施行方法が不相当と認められたとき。

三 不正な行爲によつて補助金をうけたとき。

四 補助金を他に流用したとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年度の補助金から適用する。

別 記

第一号様式  
文書番号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

市町村長

鳥取県知事 殿

水稲健苗育成施設普及促進費補助金  
交付申請書

昭和 年度において、別紙事業計画書及び收支予算

書によつて事業を実施したので、水稲健苗育成施設普及促進費補助金交付規則により、補助金の交付を申請する。

第2号様式

水稲健苗育成事業計画書（又は実績書）

- 1 水稲健苗育成施設設置奨励及び助成計画（又は実績）
  - (1) 設置奨励方針及び助成方針
  - (2) 水稲健苗育成施設設置及び助成計画（又は実績）

部 落 名	(A)	(B)	(C)	(D)	考 考
	水稲作付 計画面積	同左中成 施設の必 要普及す る面積	水稲健苗 育成施設 設置奨励 計画面積	同左に對 す る助成計 画面積	
計	町	町	坪	坪	

注 A.Bは本田面積C.Dは苗代播種面積を記載する。

2 水稲健苗育成施設設置に必要な資材の購入計画（又は実績）

資材の種類	資材取扱業者名	購入計画数量 (又は購入 実績)	備 考
計		坪	

3 事業達成のために計画している（又は実施した）普及又は技術指導についての措置

第3号様式 収入の部 収支予算書(又は収支決算書)

種別	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度決算額)	比較増減	備考
収入の部				
県補助金 市町村負担金 その他負担金 計				
支出の部				
種別	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度決算額)	比較増減	備考
水稻種育苗 施設費補助金 設置奨励事務 費	円	円	円	水稻種育苗施設設置回数 同補助金平均床紙(金 円)内訳 市町村の交付予 定補助金 円 円 円 円 円 円 円 円
計				

結核隔離療養室貸与規則をここに公布する。

昭和三十一年三月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十二号

結核隔離療養室貸与規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、自宅療養の開放性結核患者(以下「患者」という。)の適正な療養を図るとともに、家族内感染を防止するため、患者に対し、隔離療養室(以下「療養室」という。)を無償で貸与し、もつて結核予防の実を上げることが目的とする。

(貸与の対象)

第二条 この規則により療養室の貸与を受けることのできる者は、その居住する住宅が甚だしく狭いため、家族及び同居者に感染のおそれが大で、生活環境の不良な患者とする。

2 前項の患者であつて、且つ生活保護法の適用を受けているものは他に優先して取扱うものとする。

(貸与の期間)

第三条 療養室貸与の期間は、患者が療養所(病院)に入所するか又は軽快して非開放性となり、家族及び同居者に感染のおそれがないと知事の認めるまでとする。

(貸与申請の手続)

第四条 第二条の規定に該当する患者で療養室の貸与を受けようとするときは、患者は、第一号様式による申請書を所轄の保健所長を経由し、知事に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第五条 保健所長は、前条の申請を受けたときは、職員をして現地につき、その適否を調査させ第二号様式による意見書を添え、知事に副申するものとする。

2 貸与の可否は、所轄保健所長の意見に基づき、知事がこれを決定し、第三号様式による貸与決定書を保健所を経由し本人に交付する。

(貸与の条件)

第六条 療養室の貸与を受けた者は、次の条件を守らな

ければならない。

一 患者は、療養室を療養以外の目的に使用しないこと。

二 患者は、療養室をき損し、又は他に売却、貸与等をしなさいこと。

三 患者が療養所（病院）に入所したとき、又は軽快して非開放性となつた等の理由により療養室が不要

になつたときは、すみやかに返還すること。

2 知事が療養室を不要と認めたととき、又は貸与の目的を達することができないと認めたととき、若しくは患者が第一号又は第二号に違反したときは、返還を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第一号様式

結核隔離療養室貸与申請書

一 患者の事項

住所

氏名

生年月日

年 月 日

才性別

男

患者の職業

病名

二 同居者の構成

続柄

氏

名

年令

職業

続柄

氏

名

年令

職業

三 資産の状況

1 固定資産の状況

田 (町反畝歩)

畑 (町反畝歩)

山林 (町反畝歩)

家屋 (棟坪)

2 住民税等の金額

固定資産税	金額	課税対象金額	課税対象金額
市町村税	円	土地	円
その他の税	円	所得税	円
		均等割	円
		消費資産	円

四 収入支出の概況

収入の部	金額	勤労収入	事業の収入	財産収入	恩給年金、失業保険等収入	その他収入	合計金額
支出の部	金額	飲食物経費	被服、保健衛生費	光熱水量費	教育費	住宅費	
	円		円	円	円	円	円

五 住宅の状況（間取図を含む）及び療養室設置予定場所の見取図  
右結核隔離療養室貸与規則第四条により申請します。  
なお貸与を受けた上は同規則第六条の条件各号を守ることを誓います。

昭和 年 月 日  
鳥取県知事 氏 名 殿  
申請者

備考 生活保護法の適用を受けている患者については、三資産の状況四収入支出の概況は省略してもよい。

第二号様式

昭和 年 月 日 保 健 所 長 印

鳥取県知事 氏 名 殿

結核隔離療養室貸与適否調査意見書

一 世帯主 住所 氏名 職業

一 患者 〃 〃 〃

一 病名 〃 〃 〃

一 既往症（結核症）

一 レントゲン検査の所見

一 菌検査（塗抹集菌培養）の成績

一 家族の構成（同居人を含む）

(イ) 個人ごとの氏名、年令

(ロ) 健康状態（ツ反応、X線検査を受けているものに  
ついてはその所見）

(ハ) B・C・G接種の状況

一 保健所長の意見

一 社会保険との関係

一 生活保護法との関係

第三号様式

結核隔離療養室貸与決定書

申請者

住所

氏名

昭和 年 月 日申請の結核隔離療養室貸与につ  
いては、これを承認する。（承認しない。）但し次の条  
件を守らなければならない。

一 患者は療養室を療養以外の目的に使用してはならな  
い。

二 患者は療養室をき損し又は売却、貸与等してはな  
らぬ。

三 患者が療養所（病院）に入所したとき、又は軽快し  
て非開放性となつた等の理由により療養室が不用にな  
つたときは、すみやかに返還しなければならない。

四 知事が療養室を不用と認めるとき、又は貸与の目的  
を達することができないと認めるとき、若しくは患者  
が一号又は二号に違反したときは、返還を命ずる。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

昭和三十一年三月十六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県規則第十三号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月、鳥取県規  
則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の一条を加え、第一条の五を第一  
条の六とし、第一条の六を第一条の七とする。

（予防注射手数料）

第一条の五 法第五条第一項及び法第十三条の規定によ  
る予防注射手数料は、一頭一回につき百五十円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第百八号

畜産技術振興事業費補助要綱を次のように定める。

昭和三十一年三月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

畜産技術振興事業費補助要綱

第一条 知事は、鳥取県畜産会の行う畜産技術振興事業に要する経費に対しこの要綱により予算の範囲内において補助金を交付する。

第二条 前条に規定する経費は次のとおりとする。

- 一 鳥取県畜産会の行う畜産技術及び経営の診断指導に要する経費
- 二 鳥取県畜産会の行う畜産技術向上の研修に要する経費

2 第一条により交付する補助金の額は、前項各号の経費の額の二分の一に相当する額以内とする。

第三条 鳥取県畜産会が、第一条の補助金の交付を受け

ようとするときは、交付申請書に次に掲げる書類を添え知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(第一号様式)
- 二 收支予算書(第二号様式)
- 三 その他知事の必要と認める書類

第四条 鳥取県畜産会が、この要綱により補助金の交付を受けたときは、事業成績書(第一号様式)及び收支精算書(第二号様式)並びに知事の必要と認める書類を翌年五月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

第五条 補助金の交付を受けた鳥取県畜産会が、次の各号の一に該当する場合には、知事は補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- 一 この要綱に違反したとき。
- 二 事業の施行方法が不相当と認められたとき。
- 三 支出額が予算額に比して減少したとき。

附則

この要綱は、昭和三十年度分の補助金から適用する。

第1号様式

事業計画書(又は事業成績書)

- 1 事業計画(又は事業成績)の概要
- 2 各事業別計画(又は各事業別成績)
  - (1) 畜産技術、経営、診断指導事業
  - (2) 中央指導推進会議の概要

県別立案会議の概要

開催場所	開催回数	開催日数	印刷物		出席者	備考
			印刷物名	単価金額		



中央講師を招へいしない場合

開催場所	開催日数	フロッケ打合会への出席			備考
		出席者氏名	出席日数	出席旅費	
第2号様式 収入の部					
収入の部					
区	予(精算額)	前年度予算額(本年度予算額)	差引増減	備考	
県補助金費	円	円			
合計					

支出の部

区分	予(精算額) <th rowspan="2">前年度予算額(本年度予算額) <th colspan="2">差引増減</th> <th rowspan="2">備考</th> </th>	前年度予算額(本年度予算額) <th colspan="2">差引増減</th> <th rowspan="2">備考</th>	差引増減		備考
			増	減	
畜産技術経営診断指導事業費					
中央指導推進会議費					
県別立案会議費					
畜産技術経営診断指導器材費					
畜産技術経営診断費					
畜産技術向上研修事業費					
県別技術者選考協力要請費					
畜産技術経営診断方法打合費					
合計					

鳥取県告示第九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。  
昭和三十一年三月十六日  
鳥取県知事 遠藤 茂

診療科目	名 称	所 在 地	氏 名	指 定 年 月 日
小児科、内科	生 田 医 院	米子市東町四番地	生 田 孝	昭和三十一年二月十九日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。  
昭和三十一年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

一 種 類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨  
政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二期 間 昭和三十一年一月一日から  
昭和三十一年二月二十九日まで  
三 報告書の要旨

日本社会党鳥取県支部連 合会米子支部	団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円 以上の寄 附	一件五百 円以上の 寄附	支出の総額	一件千円 以上の支 出	一件五百 円以上の 支出	報告書受 理年月日 昭和三十 一、六
		1円	1 件数 総額	1円	1 件数 総額	1円	1 件数 総額	

四 主たる寄附者及び支出  
一 寄 附 者 該当なし  
二 支 出 該当なし

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 日 時 三月二十日 午後一時  
二 場 所 鳥取市吉方 久松閣

三 議 題

一 選挙当日の視察について  
二 その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年三月十六日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高藏

一日 時 昭和三十一年三月十六日 午前十一時

一場 所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 昭和三十一年度予算について

昭和四年四月十五号第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

行 鳥取縣鳥取市東町  
刷 鳥取縣鳥取市東町  
所 鳥取縣鳥取市東町

印

刷

所 縣